社団法人　関西自然保護機構定款（案）

第1章　総　則

（名　称）
第1条　この法人は，社団法人関西自然保護機構（Kansai Organization for Nature Conservation ; KONC）という。

（事務所）
第2条　この法人は，事務所を大阪市北区西天満4丁目10―7におく。

（目　的）
第3条　この法人は，近畿地方を中心とする自然の保護と自然環境の保全の方策を調査し，研究し，必要な提言，助言を行なうと共に，上記に関する基礎的な研究を助成する。

（事　業）
第4条　この法人は，前条の目的を達成するために，次の事業を行なう。
(1) 自然保護及自然環境保全に関する調査及研究。
(2) 自然保護及自然環境保全に関する提言と助言。
(3) 自然保護及自然環境保全に関する調査研究に対する指導及助成。
(4) 国内外の諸団体との連絡協力。
(5) その他前条の目的を達成するために必要な事業。

第2章　会　員

（種　別）
第5条　この法人の会員は，次の3種とする。
(1) 正会員　専門的知識を通じて，自然保護，自然環境保全にかかわる個人で，この法人の目的に賛同して，別に定める正会費を納める個人。
(2) 維持会員　この法人の目的に賛同して，会を維持するため，別に定める維持会費を納める個人又は団体。
(3) 賛助会員　この法人の目的に賛同して，会を援助するため，別に定める賛助会費を納める個人又は団体。

（会　費）
第6条　正会費，維持会費及賛助会費の額は，総会において定める。

（入　会）
第7条　会員になろうとするものは，入会申込書を提出し，理事会の承認を得なければならない。

（退　会）
第8条　会員で退会しようとするものは，退会届を提出しなければならない。
2．会員が死亡し，または解散したときは，退会したものとみなす。

（除　名）
第9条　会員が次の各号の1つに該当するときは，総会の議決を経てこれを除名することができる。
(1) 会費を滞納したとき。
(2) この法人の名誉を傷つけ，または，この法人の目的に反する行為があったとき。

（拠出金品の不返還）
第10条　退会し，又は除名された会員が，既に納入した会費は返還しない。

第3章　役員及職員

（種　別）
第11条　この法人には次の役員をおく。
(1) 会　長　　1名
(2) 副会長　　2名
(3) 理　事　　5名以上8名以内（うち，理事長1名を含む）
(4) 監　事　　2名

（選　任）
第12条　会長，副会長，理事及監事は，総会で選出し，理事は互選により理事長を定める。
2．理事及監事は相互に兼ねることができない。

（職　務）
第13条　会長はこの法人を代表する。
2．副会長は会長を補佐し，会長に事故あるときはあらかじめその指名するものが，その職務を代行する。
3．理事長は，この法人の会務を統括する。
4．理事は理事会を構成し，会務の執行を決定する。
5．監事は民法第59条の職務を行なう。

（任　期）
第14条　役員の任期は2年とする。ただし，補欠又は増員により就任した役員の任期は前任者又は先任者の残任期間とする。
2．役員は再任されることができる。
3．役員は辞任した場合，又は任期満了の場合においても，後任者が就任するまではその職務を行なわなければならない。

（解　任）
第15条　役員に役員としてふさわしくない行為があったときは，総会の議決により解任することができる。

（役員の給与）
第16条　役員は有給とすることができる。

（職　員）
第17条　この法人の業務を処理するため，職員をおくことができる。
2．職員は会長が任免する。
3．職員は有給とする。

第4章　会　議

（種　別）
第18条　この法人の会議は，総会及理事会の2種とし，総会は通常総会及臨時総会とする。

（構　成）
第19条　総会は正会員をもって構成する。

2．理事会は理事をもって構成する。

（権　能）
第20条　総会は，この定款に別に規定するもののほか，次の事項を議決する。
(1) 事業計画及収支予算についての事項。
(2) 事業報告及収支決算についての事項。
(3) その他理事会において必要と認めた事項。
2．理事会は，この定款に別に規定するもののほか，次の事項を議決する。
(1) 総会の議決した事項の執行に関する事項。
(2) 総会に付議すべき事項。
(3) その他会務の執行に関する事項。

（開　催）
第21条　通常総会は，毎年１回事業年度終了後２カ月以内に開催する。
2．臨時総会は，理事会が必要と認めたとき，又は正会員の５分の１以上若しくは監事から会議の目的たる事項を示して請求があったとき開催する。
3．理事会は，理事長が必要と認めたとき，又は理事の３分の１以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき開催する。

（招　集）
第22条　総会は会長が招集する。
2．理事会は理事長が招集する。
3．会議を招集するには，その構成員に対して会議の種別，その会議に付議すべき事項，日時及場所を示して，開会の５日前までに文書をもって通知しなければならない。

（議　長）
第23条　総会の議長は，その総会において出席会員のなかから選任する。
2．理事会の議長は理事長とする。

（定足数）
第24条　会議は，総会において正会員，理事会において理事の，２分の１以上の出席がなければ，議事を開き，議決することができない。
ただし，当該議事につき書面をもって，予め意思を表示したものは出席者とみなす。

（議　決）
第25条　会議の議事は，この定款に別に規定するもののほか，出席者の過半数をもって決し，可否同数のときは，議長の決するところによる。

（議事録）
第26条　会議の議事については，議事録を作成し，議長及出席者代表の２名以上が署名の上，これを保管しなければならない。

第５章　資産及会計

（資産の構成）
第27条　この法人の資産は次のとおりとする。
(1) この法人の設立当初，設立発起人から継承した別紙財産目録記載の財産。
(2) 会　費
(3) 事業に伴う収入
(4) 資産から生ずる果実
(5) 寄付金品
(6) その他の収入

（資産の管理）
第28条　この法人の資産は，理事長が管理し，その方法は理事会の議決により定める。

（経費の支弁）
第29条　この法人の経費は，資産をもって支弁する。

（予算及決算）
第30条　この法人の事業計画及これに伴う予算は，毎事業年度開始前に理事会の議決により定め，環境庁長官に報告せなければならない。
2．収支決算は，年度終了後２カ月以内にその年度末の財産目録とともに監事の監査を得て，理事会の承認を得，環境庁長官に報告せなければならない。

（事業年度）
第31条　この法人の事業年度は，毎年４月１日に始まり，翌年３月31日に終わる。

第６章　定款の変更及解散

（定款の変更）
第32条　この定款の変更は，総会において正会員の３分の２以上の同意を得て，環境庁長官の認可を受けなければ変更することができない。

（解散及残余財産の処分）
第33条　この法人が，総会の議決に基づいて解散する場合，正会員の４分の３以上の同意を得て，環境庁長官の許可を受け，この法人の目的に類似の公益事業に寄付するものとする。

第７章　雑　則

（委　任）
第34条　この定款の施行についての必要な事項は，理事会の議決を経て別に定める。

附　則

1．この法人設立当初の役員は次のとおりとする。
会　長
副会長（２　名）
理　事（理事長）
理　事（７　名）
監　事（２　名）
2．この法人の設立初年度の事業計画及収支予算は設立発起人会の定めるところによる。
3．この法人の設立当初の事業年度は，設立許可のあった日から昭和54年３月31日までとする。